

(その1)

会計	繰越	決算	転記		○	①
④	④	④	④	○	○	○

収 支 報 告 書

令和3年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) しゅうぎいんぎいんしのはらたかしぜんこくこうえんかい
 衆議院議員篠原孝全国後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 長野市若里4-12-26 宮沢ビル2F

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 篠原 孝

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 篠原 孝
公職の種類 衆議院議員(現職)

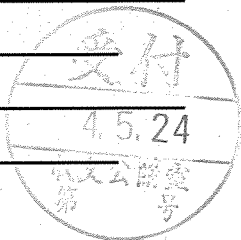
4 会計責任者の氏名 岡本 匡広

事務担当者の氏名 岡本 匡広

(電話) 03-3508-7268

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				4	0	4	8	5	0	8
(前年からの繰越額)				3	2	8	4	4	8	4
(本年の収入額)					7	6	4	0	2	4
支 出 総 額					9	2	4	7	4	6
翌年への繰越額				3	1	2	3	7	6	2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考			
	(ア) 個人からの寄附				7	6	4	0	0	0	
	(うち特定寄附)									0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附									0	
	(ウ) 政治団体からの寄附									0	
	小計 (ア) + (イ) + (ウ)				7	6	4	0	0	0	
	(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0	
	イ 政党匿名寄附									0	
	合計 (ア + イ)				7	6	4	0	0	0	

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		1.個人		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考
		十億	百万	千	円				
16	岩間 光夫			20	000	R3/6/21	神奈川県横浜市戸塚区矢部町636-1 ファミール戸塚605	会社役員	
17	寺田 幸一郎			10	000	R3/7/15	神奈川県川崎市幸区河原町1丁目河原町団地15-402	会社員	
18	小林 隆吉			23	000	R3/7/28	神奈川県川崎市宮前区平2-20-6-302	無職	
この頁の小計				53	000				
その他の寄附				398	000				
合 計				764	000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額						備 考	
		十億	百万	千	円				
1	経 常 経 費								
(1)	人 件 費			1	7	5	0	0	
(2)	光 熱 水 費							0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費			1	2	9	9	3	6
(4)	事 務 所 費			4	8	2	6	9	0
	小 計			6	3	0	1	2	6
2	政 治 活 動 費								
(1)	組 織 活 動 費			2	8	4	6	2	0
(2)	選 挙 関 係 費								0
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費								0
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費								0
	イ 宣 伝 事 業 費								0
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費								0
	エ そ の 他 の 事 業 費								0
(4)	調 査 研 究 費								0
(5)	寄 附 ・ 交 付 金				1	0	0	0	0
(6)	そ の 他 の 経 費								0
	小 計			2	9	4	6	2	0
	合 計			9	2	4	7	4	6

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳						項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	パネル作成			19	470	R3/1/28	㈱INCTAS	東京都中央区日本橋2-1-17丹生ビル6階	
2	アスクル代			11	647	R3/6/28	㈱加登屋	東京都大田区蒲田5-26-8	
この頁の小計				31	117				
その他の支出				98	819				
合 計				129	936				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 4. 事務所費				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	複合機リース代			12	960	R3/12/27	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
17	送料			14	196	R3/4/22	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
18	NHK受信料			24	185	R3/12/27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
19	監査費用			33	000	R3/6/22	税理士山口博幸	長野県長野市稲田三丁目18番20号	
	この頁の小計			84	341				
	その他の支出			66	855				
	合計			482	690				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				1. 組織活動費			(旅費交通費)		
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		千	百	十	元				
1	航空券代			71	420	R3/4/20	関JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
2	交通費			44	490	R3/11/5	関JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
この頁の小計				115	910				
その他の支出				31	210				
合 計				147	120				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				
					1. 組織活動費 (交際費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
この頁の小計									0
その他の支出					4	8	0	0	0
合計					4	8	0	0	0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 8.寄附・交付金 (寄附)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出			1	0	0	0	0	0
	合計			1	0	0	0	0	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月24日
令和4年5月31日

政治団体の名称 衆議院議員篠原孝全国後援会

会計責任者の氏名 岡本 匡広

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和4年5月18日

衆議院議員篠原孝全国後援会

代表 篠原 孝 殿

登録政治資金監査人

山口 博幸



登録番号 第2692号

研修終了年月日 平成21年7月3日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、衆議院議員篠原孝全国後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、衆議院議員篠原孝全国後援会の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

10



(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

衆議院議員篠原孝全国後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、衆議院議員篠原孝全国後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上